

第2章 人口

この章は、主に住民基本台帳及び外国人登録における人口、世帯、人口動態及び人口移動で構成されています。国勢調査における人口、世帯については、「第3章 国勢調査」を参照ください。

【用語の解説】

住民基本台帳人口

住民基本台帳に現住者として記載してある人数をいう。なお、平成24年7月に住民基本台帳法が改正され、外国人住民もこの法律の適用対象とされたため、それ以降の住民基本台帳人口には外国人住民を含んでいる。

世帯数

住民基本台帳に記載してある世帯をいう。なお、平成24年7月に住民基本台帳法が改正され、外国人住民もこの法律の適用対象とされたため、それ以降の世帯数には外国人世帯を含んでいる。

将来推計人口

将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所が推計しており、市区町村別のものは平成30年3月の推計結果で、推計期間は平成27年から令和27年までの30年間である。推計は、平成27年国勢調査人口を基準人口として、純移動率や生残率などの仮定値を当てはめて将来人口を計算するコーホート要因法による。

出生

出生届または出生の通知により住民票に記載した者をいう。

死亡

死亡届または死亡の通知により住民票から削除した者をいう。

社会動態（人口移動数）

社会動態（人口移動数）とは、市町村の境界を越えて住所を移した者（転出入者）、職権記載もしくは職権消除のなされた者（従前の住所地不明者、転出先不明者）の数をいう。

転入者

住民基本台帳法に基づいて届け出られた転入届により、住民票に記載した者及び同法に基づいて職権で住民票に記載した者をいう。

転 出 者

住民基本台帳法に基づいて届け出られた転出届により、住民票から削除した者及び同法に基づいて職権で住民票から削除した者をいう。

推計人口

直近の国勢調査の結果を基に、届出のあった日本人の出生・死亡・転入・転出及び届出のあった外国人の出生・死亡・転入・転出を毎月加減することで算出した数である。表中の年齢別人口が少ないところによっては、基になる人口よりも減ずる人数の方が多くなることもあるため、その場合には年齢別推計人口がマイナスになります。

出生率、合計特殊出生率

出生率とは、一般に人口千人に対する1年間の出生児数の割合をいう。

合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の平均子ども数に相当する。

生命表（市区町村別）

一定期間における死亡状況を生存数、死亡率、平均余命などによって表現したものである。5歳階級ごと（5歳未満は0歳と1～4歳に分割）に推定した死亡率により、10万人と仮定した0歳の生存数がどのように減少していくのか、また、各年齢階級に達した者が平均してあと何年生きられるかを表す。特に、0歳の平均余命を「平均寿命」と呼ぶ。

なお、市区町村別生命表は、全国規模の「完全生命表」、「簡易生命表」、都道府県規模の「都道府県別生命表」と異なる推定方法を用いているため、比較する際は注意を要する。